

お子さんを育てている 保護者の方へ

羽曳野市軽度難聴児補聴器購入費等助成事業のお知らせ

羽曳野市では、補聴器の装用による音声言語能力の向上やコミュニケーション能力等の成長が促進され健全な発達が見られるよう、補聴器の購入費、修理費の一部を助成します。また、補聴器購入にかかる検査料及び意見書作成料の一部も助成対象とします。

対象児

次の要件をすべて満たす18歳未満の児童が対象です。

- ①保護者が本市にお住まいの方
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で他の制度の助成対象とならない方

必要書類

- ①申請書
- ②見積書
- ③医師意見書 ※医師意見書は購入時のみ必要

注意

◇事前申請が必要です。申請前に購入した場合は助成の対象となりません。

助成額

◎補聴器

次の①・②の額から自己負担額（3分の1）を控除した額を助成します。

①補聴器を購入する場合

交付基礎額（1台）：49,184円（イヤモードを含む場合59,254円）

②補聴器を修理する場合

修理上限額（1台）：33,496円

◎検査料（初診料又は再診料を含む）及び文書料の助成について

意見書作成にかかる検査料及び文書料について5,000円を上限額に助成します。

自己負担

◎補聴器

交付基礎額と購入額の価格のいずれか少ない額の3分の1（生活保護受給世帯は自己負担なし）

※交付基礎額を超える補聴器の場合は交付基礎額との差額も合わせて自己負担

◎検査料及び文書料

助成額（上限額 5,000円）を超える額については自己負担

ご不明な点がございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

羽曳野市保健福祉部障害福祉課

TEL 072-947-3824（直通）

E-MAIL syougaifukushi@city.habikino.lg.jp

